

Title	英国工場法の淵源
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.5 (1910. 5) ,p.606(102)- 616(112)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100515-0102">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100515-0102</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

此兩國民が等しく憲法を以て國民的精神の發現、國民安寧の保障なりと看做すの點なる可し。獨米兩國民は等しく自國に於ける文化及び物質的福祉が長足の進歩をなしたるの事實を以て主として強固なる團結の賜なりとなすものなり。然り而して斯かる團結が合衆國に於て維持せられ、獨逸に於て創設せられたるは決して一朝一夕の業に非ずしてリンカーン、ビスマルクの如き偉人傑士指導の下に幾多の犠牲が捧げられたるの結果に外ならず。獨米兩國民は共に聯合制度の利益を承認す。蓋し此組織たる一局部の利益が全部の利益の爲めに無視せらるゝの弊を防止するのみならず、堅實なる分權主義理想的の自治制度を保護するものなればなり。彼等は實に其年來保持し來れる歴史的地位を固守せんが爲めに小心翼翼たるものあるなり。吾人は新たに憲法的危機を惹起することなく、憲法上合法なる手段方法によりて漸次憲法の進歩發達を遂げ以て國民幸福の進歩を來さんことを希望するものなり。吾人は又同種民族の觀念、國家

組織の類似及び政見の一致が此大帝國と大共和國との間に存する友誼關係、深厚なる同情を増進するに貢獻する所あらんことを祈るものなり。(終)

### 英國工場法の淵源

高橋誠一郎

吾人が既に本誌上に於て一言せしが如く工場法制定の當否を論ずは十九世紀の問題なり。歐洲諸國に於ては之が實行の時代に進みてより早く既に幾多の星霜を経たり。先年吾が政府當路者亦泰西の立法例に倣ひ吾が國情を斟酌考量して工場法案を制定し、普く江湖の批評に備へ、客年復た別個の案を草して前議會に提出せしも、然も臆て政府自ら其不備缺陷少なからざるを認めたりと稱して之を撤回せり。知らず、吾國に於て工場法の發布實施を見る果して何の日ぞ。吾人は暫く退いて先進國に於ける工場法規發達の跡を稽ねんとし茲に先づハッチンス及びハリソン、グック、テラー、ブレンターノ並にカンニンガム等の名著より抄譯

補綴して一千八百〇二年の工場法的規定の性質並に其制定の理由を述べんとす。

#### (一)

産業上に於ける人民相互の關係は單に之を各當事者の間に存する契約に委するのみにて足り、特に外部の監督干渉を必要と爲す可き事項に非ずとの思想は極めて近代に至つて發生したるものにして、從來久しく監督干渉を受く可き第一のものにして且つ最も顯著なる場合なりと思惟せられつゝありしなり。之を例せば古代の埃及アッシリアより近く十八世紀に於ける英吉利並に十九世紀に於ける北米合衆國に至るまであらゆる奴隸の所有を認めたる史上有名なる諸國に在りては其嚴密の度に多少の相違こそあれ孰れも皆此國家的事項に對し法律を以て規制するの必要を感じたるなり。英米の耕地にては奴隸の労働時間は頗る精細に規制を受け、奴隸使用者は其奴隸に對し休息及び食事の爲めに相當の時間を與ふるの責任あり、且つ彼等を驅つて過酷過重の労働に服せしむるこ

とを禁じたり。即ちデョージ四世の法律に據れば各奴隸は朝飯の爲めに三十分、收穫時にあらざれば中食の爲めに二時間、收穫時には一時間半を與へらる可く、之を犯すものは五十磅の罰金を課せらる可きの規定あり。尙ほ同法には各所有者若しくは管理者は其奴隸に對し佳良且つ衛生的なる食物の充分なる量、乾燥にして居心地好き宿舎、相應なる衣服並に醫藥上の救助を與ふ可く、更に進んで其所有地内のあらゆる老衰、虛弱及び疾病に患める奴隸を扶持し慰安を與ふるの責任を有せしめ、之に違背する者に對しては各個の場合に一百磅の罰金を課せり。希臘及び羅馬に於ては積極的労働法規存在せしに拘らず尙ほ之に嫌らずして市民團體に依つて承認せられ、時に任用せられたる大労働同盟の在る有りて等しく這般の任務を行へり。東洋諸國にては彼の階級カステの制度が長く同一の目的を達し來りしなり。歐羅巴にては中世暗黒時代の末葉より重なる近世的國家的勃興に至るまで這個産業規制の責務は最高權力の明示若しくは暗

黙の承認に基き職業組合並に都市自治團體の上に存し、彼等は嚴重に労働時間を制限して通常一日八時間と定め、夜間並に日曜日の労働を禁止し、幼年労働者の使役を禁止、不正職人を罰し、時に或は未だ貫徹すること能はざる現代の希望、即ち一週一回の強制的半休日の制をすら設けたり。其後國家の手に諸般の權力悉く集中せらるゝに至り産業制規の職能亦國家に移り、労働時間は大に延長増加せしめられたり。曾てクロムウエルが耶蘇降誕會、復活祭及び聖靈祭當日の祝祭を廢止するや、徒弟等は法律を以て一ヶ月一日の休日を設定せんことを議會に請願し、議會は之を容れて毎月第二次曜日を特に選定して之に當てたり。然れども一國の産業次第に進歩し、人民の生産能力愈よ發達するに従ひ、各個人は漸次諸般の拘束干渉より脱し自由に其力を試みんとするは當然の理にして「各個人をして己が欲するが儘に行動せしむ可し、彼は完全善美なる政府よりも遙に能く自己の利害得失を熟知せり、彼は當に彼自身の君主たる

可きなり、一切の拘束干渉は悉く皆廢棄す可し、爲すに委せよ、過ぐるに委せよ、赴くに委せよ、世界は自ら動くなり」との個人主義の經濟學說勝利を得て、國家は其産業制規の全責任を悉く抛たんとするに至れり。而して工場制に依る近世の産業が英吉利に移入せられたるは當に此秋に於てなり。新産業組織は一地點に集中せるを以て殊に制規拘束を蒙らざる労働使用より流出する害毒の如何に甚しきかを前代に比して遙に明白に江湖に曝露せり、而して自ら之が消毒劑を投ずることなきなり。當初工場制工業と其勢力を争へる家内工業制度は前者に比し分散的にして人々の注意を惹起すると少なく、且つ其繼續せる間に在りては自由競争はさまで激甚ならず、各個の労働は尙ほ著しく習慣の支配を受けつゝありしなり。加之、新産業組織の起りしは恰も前代の保護援助が悉く地を拂つて去りし時代にして、奴隸制度の下に存したる奴隸所有者の物質的負擔、隸農制度莊園制度に於て暗黙の間に承認せられたる諸般の義務、種族若し

くは地方團體の間に於ける親權的獨裁、法律若しくは宗教に依りて許容せられたる德義的庇護は謂ふもさらなり労働者自身の間存したる保護監督に至るまで皆悉く消滅せるなり。即ち斯くの如き時相こそ世人を驅つて其點に關し社會が各個人に對し如何なる義務を負擔せざる可らざるかの問題を再び攻究せしむるに至りたる動因にして、遂に工場法規として知られたる前代未聞の成文法の制定を誘致したるなり。

(一)

通常名けて工場法と呼ぶ労働時間並に労働條件を制規するを以て主眼と爲せる法典が初めて英國議會を通過したるは實に一千八百〇二年にして、工場法の淵源正に此に存す。一千八百〇二年の法規は過重労働並に不健全なる労働状態よりして年少にして孱弱なる労働者の健康を保護せんとの確然明白なる目的を以て立案せられたるものにして、同法規が從來の法制と分離す可き新奇なる性質を有し立法史上に新時代を畫するに足る特徴を

有するは制規の實質にあらずして其立法の動機及び目的に存するなり。此新法規と中世の労働法規若しくは手工座の規定との間には毫末の類似存することなし。彼の有名なるエリザベス朝の徒弟條例は、洵に故ジェヴオンス教授が其著「労働と國家との關係」に於て斷案を下せるが如く、労働を制限せるものにあらずして却つて之を賦課したるなり、換言すれば過勞を禁止したるにあらずして怠惰を禁止したるなり。即ち同條例は三月中旬より九月中旬に至るまで時間ぎめに雇はれたる工匠並に労働者は總て午前十時若しくは其以前より労働を行ひ、それより勞務を續けて午後七時より八時の間に至るまで之を止むること能はず、唯だ一日二時間半の休養を飲食の爲めに許與するに過ぎずして、一日の法定労働時間は少くとも十二時間と規定せられたり。而して他の季節に於ては單に日出より日没までと規定せらるゝに止り最長労働時間に至りては全く規定する所なきなり。彼の手工座が夜間の執業を禁止したるは半ば製作品の品質



を維持せんとの希望に基けるものにして夜業の爲めに下等品の製造せらるゝを避くるの趣旨に基き、休日の制を設けたるは半ば宗教上の動機より來りたるものにして、又恐らくは兩者共に規律正しき市民は祭日に寺院に參詣し夜間は安かに睡眠を食む可きものにして這般の習慣を墨守せる秩序正しき市民が之に違反せる者の競争に依つて其職業を沮害せらるゝの不都合を防遏せんとせるに基くものなる可し。此等諸制規は或は産業の效程及び名譽を維持せんことを計り、或は勞銀及び徒弟問題を決定し、或は都市に於ける時代遅れの手工的産業組織を維持し、制規を受けざる所謂自由工業の地方に勃興するを防がんとせるものにして、幾多の制規はそれと多なる興味を有し、且つ勞働組合、膏血制度其他の近世的問題を含有せざるに非ずと雖も、然も今日の工場法に依る健康の保護と些の共通點あることなし、故に吾人は茲に英國工場法の起源を尋ぬるに當り毫も之を顧みるの要なきなり。工場制規の運動は實に産業問題に

對する新なる人心の傾向より發したるものにして十八世紀に於ける文明進歩の結果に外ならざるなり。遮莫其起源に於て工場法は範圍及び目的全然之と無關係なるが如く見ゆる古代の立法と密接に連結せる所あるを忘る可らざるなり。

(三)

一千八百〇二年の工場法は工場監督の必要を有識的に認めたる者なりと稱するよりも寧ろ前代の救貧法の擴張と看做すの適當なるを覺ゆるなり。近世に於ける救貧法の基礎全く成りしはエリザベス女王の御宇なりと雖も、然も同法の制定を促したる事由は既に其源を約一世紀以前に起りたる彼の職業組合の分散、並に宗教的團體の崩壞に發したるものと謂はざる可らず。此等の大團體が存續せし間は孰れも自ら貧弱、無能の人々を救護するの任に當り、其責を盡し來りたりと雖も、其崩壞分散と共に這個の任務は當に國家の肩の上に落ちたり。然れどもエリザベス朝の救貧法は單に從來の救護の任務を踏襲するを以て足れりとせず、更に

一步を進めて積極的政策を執れり。即ちそは常に強制的に徴收したる税金を以て無能力なる貧民を救助するの策を講ずるに止らず、同一財源に依り其體質勞働に堪へ得るものに原料を支給し之を強要して勞働に従事せしめたり。斯くの如くして同法當初の目的は立法的施設に依つて貧窮と共に併せて怠惰をも防止せんとするに在りしなり。此法案が議會を通過したるは一千六百〇一年にして、爾來主として行政的手續に於て三四の改正を経たるのみにて、一千七百二十二年に及べり。同年に至り救貧法の施設は更に歩を進めて、製作場の設立を企圖し數寺區合同して製作場を建設し、勞働に堪へ得る體質を有する者にして此所に入りて勞働するを欲せざる者に對しては寺區は之が救護を拒絶するの權利あるものと看做せり。實際上幾千の寺區が此救貧法の規定を利用し得たるやは今より確知すること能はず、唯だ其當初に於て之を實施したるもの著しく多數に上りたると共に、更に多數のものは斯くの如くして其負擔を一層増大する

ことを拒めるは事實なり。サー、フレデリック、エデンは其著「窮民事情」に於て一千七百二十五年に刊行せられ同三十二年に再版せられたる一書を引用して國內各地に於ける此種の設備約一百以上に上れるを報せり、而して尙ほ多數のものは近世工場制度發生の當時に至るまで殘存しつゝありしなり。之に關し最も善く引用せらるゝ所のものは一千七百五十七年の交に出版せられたるダイア博士の作詩「羊毛」一篇なり、而して尙ほ此以外に著しく的確なる叙述を爲せるもの有りしならんには這個陰暗不明の問題に對し有用なる光明を投ずることを得たりしならん。此救貧法の規定を幼年者に適用したるものは即ち徒弟の制度なり。徒弟使雇の制度はヘンリー四世第七年並にヘンリー七世第二年の法令を首として従前の法典中にも規定せらるゝ所有りしと雖も（ヘンリー七世第二年の法令は主としてノルウィッチの製絨職並に織物職の所要に關するものなり）、然も此等は殆ど親が其兒童を奉公に出すの權利を制限するの目的を以て制





が如くノールウィッチの人口は英蘭全人口の三分の一、全世界に於ける英國王の臣民總數の約五分の一に該當するが故に結局六歳より十六歳に至るまでの陛下の臣民は總體に於て其費消する高以上年々五百萬磅を贏得し得可き理なり云々と。一千七百七十年に現れたる「職業論」の著者は公費を以て養育せられたる兒童にして四歳に達したる時は之を州立製作場に遣す可きを主張せり。此製作場に於ては兒童等は一日二時間讀方を教授せられ、其餘の時間を以て各種の製造業中其年齢體力及び能力に最も好く適應せる常務に使雇せらるるなり。「彼等は斷えず少くとも一日十二時間使役せらるゝを以て……労働は遂に彼等に取りて愉快なる業と爲り、吾人は次期の人民をして不斷の使雇に慣れしむることを期待し得るなり……斯くて兒童等が斷えず労働に従事す可く訓練せられたるよりして吾人は労働の代價の下落を豫期せんとするなり」。然れども不幸にして斯の如き利益の背面に潜む幼年労働使役の結果たる經濟上社會上の

害毒は十八世紀の末葉に至るまでは未だ以て明確に知悉せらるゝことなかりき。兒童等は果して家内工業時代に比し初期の工場制工業に於て一層激烈なる労働に従事せしや否やは頗る困難の問題にして俄に斷定を下し難き所なり。ロバート、オーウェン並に彼と同時代の博愛主義者は孰れも労働時間は著しく延長せられたるを明言せりと雖も、長クツク、テラーは其「製造工業地視察録」に老職工との問答を記載せるが、其談る所に據るに兒童の境涯は機械使用以後よりも却つて舊産業制度の下に於て凶惡なりしこと多しと云ふ。「彼等憐む可き小動物は漸く匍匐することを得るに至るや直ちに労働を強ひらるゝなり、彼等の父母は最も苛酷殘忍なる職業監督者たるなり」。棚架組合業に於ては労働時間は午前五時乃至六時より午後十時に至り、多數の婦女及び兒童は毎日此長時間の間使役せらるゝなり。アダム、スミスは其著「國富論」中に於て「牧羊者は多くの閑暇を有し、農夫も幾分之を有すと雖も、製造業者に至りては全く

之を有することなし」と謂へるは何人も熟知する所なるがスミス時代に在りて製造業者と稱するは手繰紡績職及び織物職を意味するものにして、當時の慣習として彼等は一般に自己の勞作する間は絶えず其兒童を傍に使役するの常なりしなり。遮莫、十八世紀に於ける兒童労働に關しては資料甚だ充分ならず統計的にして精確なる研究を試みんとするは頗る難事たるを以て吾人は單に文學的にして然も多少一方に偏したる報道を以て暫く満足せざる可らず。(此問題に關しマコーレーは其著「英國史」に於て、カール、マルクスは「資本論」に於て兩々相反せる意見を以て論述する所ありと雖も、然も此等兩大家は孰れも莊重華麗なる筆致を以て其意見を唱說せられたるに拘らず、吾人は竊に其所論が證明し盡されたるや否やを疑はざるを得ざるなり)。然れども産業革命以前に在りて甚だ幼弱なる兒童が自己の家庭に於て、將た或は救貧法の規定に據り徒弟として廣く使役せられたるは事實にしてピールの時代よりも遙に以前に於て

徒弟制度に關し不無疑惑の念を抱持したる者あること亦疑なき所なり。既に引用したる一千七百三十二年の記者は製作場に於て女兒は十二歳、男兒は十三歳に至るまで種々なる道に彼等を訓練使役し、一般徒弟年限を短縮せんことを主張し、斯くて彼等に於て職業に就くと殆ど同時に自活の資を得せしめんとし、更に進んで論じて曰く、是に由りて同時に「寺區吏員が經費を節約せんが爲めに兒童の教育幸福等は毫も顧慮する所なく苟も彼等を使雇せんとする者ある時は其親方たる者の人物如何を問ふことなく兒童と共に與へらるゝ極めて少額の金子に眼眩みたる卑賤なる者に對しても之を賣渡し成る可く早く其負擔を免れんことを期し、爲めに兒童の生涯を犠牲と爲すの大惡弊を矯正するを得可し」云々と。フェルキンは「器械製股引及び組絲の歴史」中に於て寺區は時々其手より一人の徒弟を拉し去る者に對しては五磅を下附す可き旨を申出でたることを記述せり。ウィリアム、ベエレは一千七百五十八年に著したる「製

作場に於ける貧民の使雇に就て」なる論文に於て寺區徒弟が其親方の爲めに冷遇酷使せらるゝの狀を明にし「此等の貧兒にして其徒弟年限を終了したる者稀なり。而して其多數は冷遇酷使の極、往警察を煩すが如き背徳破廉耻の人物と爲るに至る」と謂へり。之を要するに貧兒の境涯は例へばシユリユースビユリーの製作場の如き其待遇慈悲懇切を極めたる例外なきに非ざるも決して幸福なりと謂ふ可らず。有名なる慈善家ジョナス、ハンウエーは後に至つてシヤフツビユリー伯が工場内の幼年工の同情者として表れたると等しく製作場に於ける兒童の選手として江湖に彼等の悲境を訴へたるが一千七百六十七年に公にせる其著「年少國民の地位」並に其他の著書は十九世紀に於ける幼年使雇の情況を報道せるものと對照して決して陰暗たる色彩の淡きを覺えざるなり。寺區の重要な目的は兒童の負擔より免れんとするに在るもの如く、而して嬰兒時代に以て死を免れ辛じて娼婦の手より脱し得たる者（明に之れ多數には非ざ

りしならん）は方法を選ばず場所を問はずして徒弟と爲さるゝなり一千七百六十七年庶民院は委員を選任して寺區に於ける貧兒の壽命に就きて調査せしむる所ありしが其結果は眞に戰慄す可きものあり、斯くて議會は新法案を通過し毎週兒童一人を扶助するが爲めに二志六片を支給し且つ滿一ヶ年間寺區の嬰兒を保育し得たる慈悲心深き娼婦に對しては十志を與ふることを規定せり。（完）

教育史上の自然主義（中）

石田新太郎

ジャン、ジャック、ルーソー。ルーソーの性格は強點と弱點、眞實と虚偽、牽引力と反撥力と云ふが如き全く反對なる兩性質の結合せるものなり故に氏の理想目的の眞價を解し且つ大半は氏の學說より出でたる理想界の運動、社會の組織を了解せんと欲せば吾人は須らくルーソーの人格並びに其觀念發表の形式に關する偏見は一切之れを放擲せざるべからず、吾人が教育思想の發展に關する氏の學說を知らんと欲せば殊に然りとす、ルーソー

は偉大なる思想を言語に托するに非凡なる能力を有せり、然れども自らこれを實現するの能力に至つては甚微弱なりき、明晰なる見識と更に意力の訓練に缺如せり、ルーソーは已に許多の人士が發表して而かも何等の奏効なかりし思想に對して新刺戟と新生命とを與へたるものにして氏が世界の歴史上に一大勢力をなすは實に是れがためなり、ナポレオン曰く「ルーソー無かりせば佛蘭西革命は遂に起らざりしなるべし」と、始めて平民の福音を説き實効をあげ教育は彼等が生得の權利なりと絶叫したるものは即ちルーソーなり、由來氏の教育の思想並びに實行の上に有力なる革命を起したるもの個人としても將に團體としても其例を認めず、ルーソーは當時知識界並に道徳上の活動を以て有名なりしゼネバ市に生れたり、本市はガルヴィニズムの源泉にして熱心なる道徳的生活、純潔なる家族の關係、簡易なる社會の秩序並に自由政治盛んに行はれルーソーが後年の定住地たるパリ府の淫靡奢侈にして百事人工的不道徳なりしに

比せば著るしき對照をなせるの地なり、氏が若年の教育は一種怠惰の生活なりき、即ち幼にして讀書を學び小説の耽讀に其少年時代を空過し、之れがため氏の天性は益々感情的情慾的に傾き更に數年の間形式的教育を受けたりと雖も之れによりて氏が已に享けたる性格を根本より變ずには至らざりき、十二歳にして氏は或る商賈の丁稚小僧となりたれども之れによつて氏は其職業を覺えずして却て欺偽、怠惰、不正直を學びたり、之れ氏が天性の然からしめし處なり是より四年の後益々其感情を縦にしたる結果正に普通の浮浪漢と化し去り斯の如くして更に數年を費やし氏は竟に自然を愛し自然を知るの途に出でたり、然も尙氏の性格中に最も強大なりしは感情と情慾となりき、偶ま一僧侶の好意によりて一回の食事に一杯の酒を與へられたる一動機により氏は遂に心機を一變するに至れり、此僧侶は氏が他日サポイヤードカとして神化したる人物にして其偶發事に由り爾後多年の生活を一變せり、吾人がルーソーの生涯に關してか